

防犯優良マンション認定制度

制度施行の経緯

平成17年6月の犯罪対策閣僚会議の「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」において、防犯性に優れた共同住宅等に関する認定基準の策定及び防犯優良マンション認定制度の全国展開を図ることとされた。

これを受けて、平成18年4月、財団法人ベタリービング、財団法人全国防犯協会連合会及び社団法人日本防犯設備協会の3公益法人が、警察庁及び国土交通省の指導を得て、各都道府県における住宅関係公益法人と防犯関係公益法人が防犯優良マンションを共同認定するための全国統一の制度基盤として、「防犯優良マンション認定事業支援要綱」と同支援要綱に基づく「防犯優良マンション標準認定規程」及び「防犯優良マンション標準認定基準」をとりまとめた。

そして、平成20年、全国統一の認定マークが決まり、この支援要綱に基づき、埼玉県・神奈川県・愛知県計7機関が、住宅と防犯に関する評価や審査を行う「防犯マンション登録認定機関」として登録され、認定期間登録証の交付式が同年8月4日に行われた。

この交付式により、公益法人による全国統一の「防犯優良マンション認定制度」が事実上始動したということになる。同認定機関にマンション・デベロッパーなどが申請すれば、建築確認申請と並行して、防犯優良マンションの認定審査も受けられる。

なお、全国統一基準が取りまとめられる以前から、独自の基準を作り、同種の認定制度を先行でスタートさせていた自治体もある。例えば、日本初の「防犯モデルマンション」の制度は、平成2年に広島県で開始されている。

防犯優良マンション標準認定基準の内容

基準が設定されているチェック箇所は、「共用部分」「専用部分」の2つに大きく分類されており、その中でも細かく分かれている。共用部分としては、共用出入口・共用メールコーナー・エレベーターホ

ール・エレベーター・廊下・階段・自転車置き場・駐車場・防犯カメラ等の11項目が挙げられており、専用部分としては、住戸の玄関扉・インターホン・窓・バルコニーの4項目が挙げられている。

さらに、それぞれに「標準的事項」（認定に当たって必ず評価すべき事項）と「選択的事項」（一律に標準的事項にすることは適切でない事項）に分類され、留意事項は全部で60項目に及ぶ。

例えば、「標準的事項」の例としては、「共用出入口において、道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること」「共用メールコーナーの照明設備は、床面において50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること」などがある。

関連資料

○防犯優良マンション標準認定基準

国土交通省のホームページで閲覧できる。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070420/03.pdf>

○防犯性能の高い建物部品目録

(財)全国防協会連合会が、(財)社会安全研究財団の助成事業によって運営にしている「防犯性能の高い建物部品」目録検索システムのホームページ。平成22年3月29日現在で、目録掲載数は合計17種類3,988品目に及ぶ。

<http://www.cp-bohan.jp/>

※このシステムは、侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置され、平成16年4月に「防犯性能の高い建物部品目録」が取りまとめられ、ホームページによって公表されたものである。